

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区石神井町五丁目2番18号

氏名 株式会社 松ダイナミック
代表取締役 松田 憲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成24年10月16日

許可の有効年月日 平成29年10月15日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く：汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(*)

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(*)

がれき類(*)

以上12種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成24年10月16日	指令産廃第7-269号	新規許可
	以下余白	

5. 積替え保管の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

指令産廃第 7-269 号

東京都練馬区石神井町五丁目2番18号

株式会社 松ダイナミック

平成24年8月7日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により許可します。

なお、許可の有効期限は平成29年10月15日です。

平成24年10月16日

埼玉県知事 上田清司



許可番号 第01200167758号

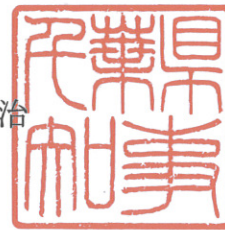
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都練馬区石神井町五丁目2番18号

氏 名 株式会社 松ダイナミック
代表取締役 松田 憲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成24年10月2日

許可の有効年月日 平成29年10月1日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ ゴムくず、コ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、サ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年10月2日 新規許可

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

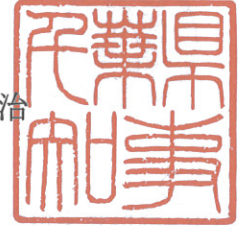
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

東京都練馬区石神井町五丁目2番18号
株式会社 松ダイナミック
代表取締役 松田 憲

平成24年8月9日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により下記のとおり許可する。

平成24年10月2日

千葉県知事 鈴木 栄 治



記

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 廃棄物の種類

ア 汚泥，イ 廃油，ウ 廃酸，エ 廃アルカリ，オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），カ 紙くず，キ 木くず，ク 繊維くず，ケ ゴムくず，コ 金属くず（自動車等破砕物を除く），サ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2 許可の有効期間

平成24年10月2日から平成29年10月1日まで

3 許可の条件

なし

4 注意事項

- (1) 許可証は，事務所又は事業所内の公衆の見やすい場所に掲示しておくこと。
- (2) 許可証を亡失又はき損したときは，直ちに届け出ること。

(教 示)

- 1 この処分不服がある場合には，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても，この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に，千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，上記1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区石神井町五丁目2番18号

氏名 株式会社松ダイナミック
代表取締役 松田 憲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成24年 9月10日

許可の有効年月日 平成29年 9月 9日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上13種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成24年 9月10日 新規許可

5 積替え許可の有無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

(以下余白)